

平成26年第1回（2月）

広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

広島県後期高齢者医療広域連合議会



平成26年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次  
第1日（2月12日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	2
議事日程	2
会議に付した事件	3
開会・開議宣告(午後1時50分)	3
広域連合長の議会招集挨拶	3
諸般の報告	4
日程第1 議席の指定について	4
会議録署名者の指名	4
日程第2 会期の決定について	5
日程第3 議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について	5
日程第4 議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	6
日程第5 議案第3号 平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)	15
日程第6 議案第4号 平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	16
日程第7 議案第5号 平成26年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	18
日程第8 議案第6号 平成26年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	20
日程第9 議案第7号 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について	27
議了宣告	28
広域連合長の閉会挨拶	28
閉会宣告(午後3時6分)	29
会議録署名	30

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録 第18号

平成26年2月12日（水曜日）国保会館6階大会議室I

出席議員

1番	金子	和彦
2番	元田	賢治
3番	米津	欣子
4番	太田	憲二
5番	北川	一清
8番	分野	達見
9番	藤本	友行
10番	高橋	輝幸
11番	小林	茂裕
13番	沖原	賢治
14番	竹内	光義
15番	西川	健三
16番	寺尾	孝治
17番	角田	俊司
18番	児玉	史則
19番	山本	一也
20番	梶川	三樹夫
21番	佐中	十九昭
22番	馬上	勝登
23番	出下	孝
24番	中本	正廣
25番	真倉	和之
26番	浜田	明利
27番	福田	義人
28番	片山	元八郎

欠席議員

6番	神田	隆彦
7番	稲田	雅士
12番	加藤	吉秀

説明員

広域連合長	伊藤	吉和
広域連合事務局長	山本	宏治
広域連合事務局次長兼総務課長	竹田	幸生
業務課長	山川	聡吉
総務課企画財政係長	南	克仁

業務課課長補佐兼賦課収納係長 伊 崎 喜 教

議事補助員

議会事務局長	森 岡 良 夫
議会事務局次長	末 友 美 恵
書記	瀬 尾 朋 文

---

議事日程（第1号）

（平成26年2月12日 午後1時50分開議）

- |      |  |
|------|--|
| 日程第1 | 議席の指定について  |
| 日程第2 | 会期の決定について  |
| 日程第3 | 議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について                   |
| 日程第5 | 議案第3号 平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）                      |
| 日程第6 | 議案第4号 平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）               |
| 日程第7 | 議案第5号 平成26年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算                             |
| 日程第8 | 議案第6号 平成26年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算                      |
| 日程第9 | 議案第7号 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について          |
-

## 会議に付した事件

### 議事日程のとおり

---

午後 1 時 50 分                      開      会

#### ○議長（金子和彦）

ただいまの出席議員 25 名であります。

地方自治法第 113 条により定足数に達しておりますので、ただいまから、平成 26 年第 1 回広域連合議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

会議の開会に際しまして、広域連合長の挨拶があります。

広域連合長。

#### ◎広域連合長（伊藤吉和）

失礼をいたします。

平成 26 年第 1 回広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、本定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多用のところ、御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度につきましては、制度の開始当初から、国において廃止方針があるなど、様々な過去に動きがありましたが、本年度になりまして、現行制度を基本として運営していくという方向性が示されたところでございます。

我々といたしましても気持ちを新たにして、被保険者数が約 37 万人、1 人当たり医療給付費が約 98 万円、そして総額で医療給付費の総額が約 3,600 億円という大変大きな規模に制度開始から 6 年であっておるわけです。広域連合の効率的かつ確実な運営に、引き続き、努めて参りたいと考えておるところでございます。

本定例会に提出しております議案は、平成 26 年度及び平成 27 年度の 2 か年の保険料率を定める案件、大変重要な案件でございますが、平成 25 年度補正予算、平成 26 年度当初予算など重要案件ばかりでございます。

これらにつきましては、後ほど御説明申し上げますが、何とぞ慎重審議の上、原案どおり議決を賜りますようお願い申し上げます。私の開会の挨拶とさせていただきます。

だきます。よろしくお願いいたします。

○議長（金子和彦）

この際、御報告いたします。

理事者側の説明員として、伊藤広域連合長、山本広域連合事務局長、竹田事務局次長兼総務課長、山川業務課長、総務課南企画財政係長、業務課伊崎課長補佐兼賦課収納係長を呼んでおりますことを御報告申し上げます。

また、議場配付いたしました例月出納検査及び平成 25 年度定期監査結果について、監査委員から議長あての報告書の提出がありましたので御報告いたします。

これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程（第 1 号）のとおりでございます。

この日程によって議事を進めて参りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

御異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

---

## △ 日程第 1 「議席の指定について」

○議長（金子和彦）

それでは、日程第 1 「議席の指定について」ですが、議席は、会議規則第 4 条第 1 項により議長が指定いたします。

議席は、現在着席されている席とします。

なお、本日の「会議録署名議員」として 3 番米津議員、22 番馬上議員を御指名いたします。

## △ 日程第2 「会期の決定について」

○議長（金子和彦）

それでは、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日間としたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

御異議なしと認めます。よって、会期を本日1日間と決定いたします。

---

## △ 日程第3 「議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について」

○議長（金子和彦）

次に日程第3「議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

「議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について」でございます。

議案書の1ページ、及び別冊1の平成26年第1回広域連合議会定例会議案資料の1ページをお開きください。

この議案は、平成 25 年度までの適用とされている、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の低い被保険者に対する保険料軽減措置が、平成 26 年度も継続されるため、必要となる条例の一部改正を行うものでございます。

軽減に伴う減収分として、国から受ける交付金を、後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てた上で、引き続き活用するため、条例の失効時期を 1 年延長するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

以上、上程されました議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（金子和彦）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（金子和彦）

起立総員。よって、本件は可決されました。

---

#### △ 日程第 4 「議案第 2 号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」

○議長（金子和彦）

次に日程第 4 「議案第 2 号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

なお、長くなりますので、座って説明していただいても結構でございます。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

ただいま上程された議案につきまして、御説明申し上げます。

「議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」でございます。

それでは、座って説明させていただきます。

議案書の2ページを御覧ください。

この改正は、平成26年度及び平成27年度の保険料率を定めるものなどがございます。第8条及び第9条に規定されている所得割率と均等割額の変更、それから第10条に規定されている賦課限度額の引き上げ、第14条に規定されている均等割額の5割と2割の軽減の拡充、不均一保険料の特例期間の終了に伴う、附則第5条及び第6条の削除、さらに、所得の少ない被保険者の均等割額の8.5割の減額を継続するため、附則第13条から第15条までを改正するものなどがございます。

3ページのとおり、施行期日は、平成26年4月1日でございます。

改正内容の詳細を別冊1により御説明いたします。

2ページをお開きください。

まず、「2 内容」の（1）平成26年度及び平成27年度の保険料率でございます。

表にありますように、所得割率を0.0835から0.0843に、均等割額を、年額43,735円から44,032円に改めるものです。

次に（2）の保険料の賦課限度額の変更でございます。高齢者の医療の確保に関する法律施行令が改正され、賦課限度額が55万円から57万円に引き上げられたことに伴い、改めるものでございます。

続いて（3）の均等割額の5割軽減及び2割軽減の拡充でございます。これにつきまして高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴うものでございます。

5割軽減につきましては、これまで対象の世帯を2人以上としておりましたが、単身世帯にも拡大し、軽減対象となる所得基準額を引き上げるものでございます。

2割軽減につきましても、軽減対象となる所得基準額を引き上げるものでございます。

（4）の不均一保険料の特例期間の終了でございます。

制度の当初、市町村ごとの老人医療給付費の実績が広域連合の平均と比較して、20%以上低く乖離している場合には、6年間を限度として、不均一保険料の適用ができるという特例が設けられました。当広域連合におきましては、神石高原町に適

用されておりますが、期限の6年が本年度、平成25年度末で終了するものでございます。

続いて(5)でございます。制度当初の平成20年度から当面の措置として、毎年度均等割額の7割軽減を8.5割に引き上げておりますが、平成26年度においても実施するものでございます。

(2)から(5)までの取り扱いについては、いずれも国の定めに沿った対応でございます。

施行期日は、平成26年4月1日でございます。

それでは、新しい保険料率の設定について、少し詳しく説明させていただきます。4ページの別紙資料としております「平成26年度及び平成27年度の後期高齢者医療保険料率の設定について」をお開きください。

「1 保険料率の算出方法」でございます。

まず、2年間で必要となる費用の額を医療給付費などの図の四角で囲った項目の内容で見込むとともに、収入の額についても、国・県・市町からの収入や現役世代からの後期高齢者交付金などの内容で見込み、この費用の額から収入の額を差し引いて、収入の額の右端ですけれども保険料収納必要額を算出いたします。

この必要額を確保するためには、保険料の未納が生じることも考慮しなければなりませんので、平成24年度の収納率の実績99.40%を予定収納率として割り戻して、保険料賦課総額を算出しております。

この保険料賦課総額に基づく保険料は均等割と所得割とで賦課しますけれども、その比率につきましては、ページの中ほどの囲みの構成比で示しておりますとおり、1対所得係数とするよう定められております。

この所得係数は1人当たり所得の全国平均を1としたときの各都道府県の値ですが、広島県の場合は1.0118と1に極めて近い数字であることから、1対1となり、均等割と所得割は50%ずつで設定することとなります。

次に、「2 保険料率算出の基礎数値等」を御覧ください。

まず、(1)の被保険者数でございます。被保険者数につきましては、国が示す将来人口推計の伸び率を用いて、表のとおり平成25年度を起点として、平成26年度は2.7%、平成26年度から平成27年度は更に2.9%の伸びを見込みまして、2年間で76万5千人余となる見込みとなりました。

なお、平成25年度は36万7,524人と見込んでございます。

次に、「(2) 医療給付費」でございます。

これにつきましては、国から示された伸び率、平成26年度1.6%、平成27年度1.95%を基に、平成26年度と平成27年度の1人当たり医療給付費としてそれぞれ99万9,528円、101万9,019円を算出いたしました。

なお、平成25年度は98万3,787円と見込んでございます。

この1人当たり医療給付費に、(1)の被保険者数を乗じますと、医療給付費の年間総額は、平成26年度が3,772億円余、平成27年度が3,957億円余となり、2年間で7,730億円余となるものでございます。

5ページをお開きください。

「（３）予定保険料収納率」は、先ほど申しあげましたように、平成 24 年度実績に基づき 99.40%としております。

「（４）後期高齢者負担率」でございます。後期高齢者の負担について、制度上の想定は約 1 割とされておりますが、後期高齢者と現役世代の人口比率の変化に応じて、国においてその率が見直されるもので、今回の保険料率算定では、10.73%とされております。

「（５）賦課限度額」につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正にともない、55 万円から 57 万円に改めるものでございます。

「（６）均等割軽減の拡充」につきましては、2 割軽減の対象となる所得基準額を 10 万円引き上げるとともに、5 割軽減については、対象の世帯を 2 人以上としておりましたが、単身世帯に拡大し、そのことにより所得基準額が世帯主分の 24 万 5 千円引き上げとなるものでございます。

なお、この軽減に伴う財源については、国から交付されることになっております。

その下の「3 保険料率の算出」「（１）保険料賦課総額」でございます。

先ほど説明しました内容で費用の額、収入の額などを計算し、一番下の欄にありますように保険料賦課総額を算出しております。

平成 24・25 年度の現行保険料率算定時が 646 億円余、今回が 719 億円余で約 73 億円、率にして 11.27%の増となっております。

続いて、6 ページの「（２）保険料率」でございます。この 719 億円余の保険料率賦課総額を基に保険料率を算出した結果でございます。右の欄でございますが、均等割額は 46,987 円、所得割率は 9.10%となります。現行と比べ、それぞれ 3,252 円、0.75 ポイントの増となっております。

なお、一番下の欄にありますように、所得に応じて設定される保険料の軽減、これは均等割軽減の拡充を考慮した後のものでございますが、この軽減後の 1 人当たりの保険料額は 7 万 1,278 円となり、約 5.27%の増となっております。

以上が、保険料率の算出結果でございますが、この算出結果を踏まえた上で、

「4 保険料の増加抑制」のとおり、剰余金などの活用について検討いたしました。

前回の保険料率改定では、剰余金 5 億 8 千万円、財政安定化基金約 33 億 7 千万円、併せて約 40 億円を活用しております。

今回の抑制策の検討でございます。

まず、「（１）剰余金の活用」ですが、本年度のこれまでの状況を見ますと、平成 25 年度決算では約 26 億円の剰余金が見込まれますので、これを収入額に繰り入れることにより、増加抑制を図るものでございます。

次に、「（２）財政安定化基金の活用」については、予想を上回る医療給付費の増大や平成 28 年度以降の料率の改定の財源確保も視野に入れる必要があるかと思っておりますので、前回と同様、2 か年度が終了した後の平成 27 年度末で単年度賦課総額の 6%に当たる約 20 億円の基金残高の確保を見込んだ上で、約 19 億円を活用することとしております。

この結果、表の中ほど「収入の額（合計）…②」の欄に、うち数として記載しております剰余金と基金の活用額それぞれ 26 億円と 19 億円を繰り入れることによ

り、一番下の表になりますが、「(3) 剰余金・財政安定化基金活用後の保険料率」の表の一番右の欄のとおり、均等割額は 44,032 円で現行より 297 円の増加、所得割率は 8.43%で 0.08 ポイントの増加となりました。

軽減後の 1 人当たりの保険料額は、現行の軽減制度と同様の計算方法で算出した場合は、67,810 円で現行の保険料率との比較では 101 円の増加、均等割の 5 割と 2 割の軽減拡充後の場合は、66,811 円で 898 円の減となりました。

なお、軽減拡充の対象者は 3 万 3 千人程度が見込まれております。

この 66,811 円を剰余金、基金活用前の数字の 71,278 円と比較しますと 4,467 円の増加抑制効果が出た結果となっております。

続いて、7 ページ「5 医療費の地域格差の特例」の経過措置ですが、先ほど説明いたしましたとおり、制度の当初の市町村ごとの老人医療給付費の実績が広域連合の平均と比較して 20%以上低く乖離している場合には、6 年間を限度として不均一保険料の適用ができるという高齢者の医療に関する法律の附則に定められた特例で、当広域連合では、20.25%乖離していた神石高原町を対象としております。

この特例の 6 年間の経過措置が、平成 25 度末で終了するものでございます。

まとめになりますが、「6 平成 26 年度及び平成 27 年度の保険料率等の案」を御覧ください。

まず「(1) 保険料率」でございますが、剰余金と財政安定化基金併せて 45 億円を活用することで、保険料率は、均等割額を年額 44,032 円、所得割率を 8.43%とさせていただきます案でございます。

「(2) 賦課限度額」でございますが、平成 26 年度から 55 万円を 57 万円に改める案でございます。

次に「(3) 均等割軽減の拡充」でございますが、均等割の 2 割と 5 割の軽減を拡充する案でございます。

続いて「7 広島県後期高齢者医療広域連合 運営審議会への諮問について」でございませう。

この新しい保険料率の設定については、運営審議会に諮問いたしまして、平成 25 年 11 月 12 日と平成 26 年 1 月 15 日の 2 回にわたり、御審議をいただき、10 ページの答申書の写しのとおり「事務局案を承認する。」との答申をいただいております。

最後に、8 ページからになりますが、参考資料でございます。

「参考 1」として新保険料率による保険料額の算出の事例をお示ししております。算出条件の欄にありますとおり、いずれも公的年金収入のみの単身世帯の例でございますが、一番上の年金収入 50 万円の場合、保険料は均等割のみで、その 9 割が軽減されますので年間保険料の額は 4,403 円となります。

以下 300 万円までの場合を例示しております。

次に、「参考 2」の「賦課限度額引き上げによる影響」でございます。

左から 4 列目、所得割率の平成 26 年度の欄のとおり、限度額が 55 万円に据え置かれた場合には所得割率は 8.48%となり、57 万円の場合の 8.43%と比べて 0.05% 高く設定する必要があったということでございます。賦課限度額 55 万円と 57 万円

の場合の賦課限度額に達する所得額の見込みは表のとおりでございます。

また、9ページに「参考3」として、均等割の5割と2割の軽減拡充と収入額の関係のイメージ図をお付けしております。

改正後の図の中で「対象者を拡大」と記載している部分でございます。

資料の説明は以上でございますが、今後の広報につきまして簡単に説明させていただきます。

議決をいただきました後に各市町と共にそれぞれのホームページや広報紙、あるいはパンフレットなどにより、被保険者への周知を図ってまいりたいと考えております。

また、3月には新聞折込みによる広報についても予定をしております。

以上、上程されました議案につきまして、御説明申し上げましたが、御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（金子和彦）

これより質疑に入ります。

21番佐中議員から発言通告がございましたので、発言を許可します。

◆21番（佐中十九昭議員）

（挙手）

○議長（金子和彦）

21番佐中議員。

◆21番（佐中十九昭議員）

21番佐中です。

まず2号議案について、保険料を極力抑えるために、剰余金と基金を充てて努力をされておられますけれども、それ以外はどんな努力をされているのか、お尋ねいたします。

もう一つはですね。先ほど説明のありました別冊1の6ページなんですけれども、1人当たりの保険料、一番上ですね。現行が67,709円、26・27年度で71,278円。3,569円平均して上げるということなのか。そうするとですね。一番下の表、先ほどありましたが、軽減後1人当たりの保険料、ここでマイナスが出てきているんですけれども。

先ほどの説明を私は聞き取りにくかったんですが、該当者が3万3千人と私は聞いたんですけれども、これの説明を、もうちょっと詳しくお願いをいたします。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

まず、更なる負担軽減には、ということでございますけれども、これにつきましては、軽減のための財源が必要でございます。

広域連合の唯一といえる自主財源は、抑制策をお尋ねのその保険料にほかなりません。財源が確保できない以上、他には方策がないのが現状でございます。

なお、歳出の面から医療給付費を抑制することで軽減できないかということがございます。

昨今の医療費は医療の高度化などの増加要因がある一方で、診療報酬の見直しなどにより、伸び率低下の傾向がありますが、個別の取り組みといたしまして、レセプトの点検や後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品の普及促進事業、あるいは健康診査の事業などを実施することにより、歳出の軽減につながるよう、努めているところでございます。

それから2点目でございます。6ページの保険料率の表でございますけれども、71,278円と、まず上でお示しをしております。これは、保険料の増加抑制として先ほど申し上げました45億円を活用する前の額でございます。活用を行った後の額が66,811円ということでございます。

それから、約3万3千人という数字は、平成26年度から2割・5割の軽減が拡充をされたことによる対象者の見込みが3万3千人ということでございます。

◆21番（佐中十九昭議員）

（挙手）

○議長（金子和彦）

21番佐中議員。

◆21番（佐中十九昭議員）

2番目に質問いたしました料金のことでお尋ねしますけれども、24年・25年度で平均67,709円。26年、27年は平均してどのくらいになるのか。

いくら広域連合としてそのアップを見込んでいるのか、お尋ねいたします。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

軽減後の1人当たりの保険料でございますけれども、66,811円でございます。

◆ 21番（佐中十九昭議員）  
（挙手）

○議長（金子和彦）  
21番佐中議員。

◆ 21番（佐中十九昭議員）  
そうすると、36万、37万人くらいの被保険者がおられますけれども、すべてこの人がこの66,811円、平均してそれが該当した数字なのかどうか、お尋ねします。

◎広域連合事務局長（山本宏治）  
（挙手）

○議長（金子和彦）  
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）  
保険料の賦課総額を被保険者数で割ったものでございますので、1人当たりの平均ということになります。

○議長（金子和彦）  
本件については、ほかに質疑の発言通告がありませんので、質疑を終結させたいと思います。  
それでは、本件については、これで質疑は終了したいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）  
御異議なしと認めます。  
それでは、これより討論に入ります。  
21番佐中議員から発言通告がございましたので、発言を許可いたします。

◆ 21番（佐中十九昭議員）  
（挙手）

○議長（金子和彦）  
21番佐中議員。

◆ 21番（佐中十九昭議員）

現在、75歳以上を、年齢を区切って、後期高齢者のこういう制度を設けておるわけです。

国が50%、残りを支援という形で、医療保険から、支援いただいておりますが、お年寄りが、病院にかかればかかるほど、被保険者の費用がどんどん上がる仕組みになっております。

たまたま今回、剰余金と基金がありますから、こういう形で数字が現れておりますけれども、これが4月1日以降の消費税の増税の問題や、景気や経済の悪化によって、いろんな変動が出てくる。まさに不安定な今の広域連合の会計の措置の仕方でございます。

よって私のほうでは、もっと国から、あるいは県から、大幅にこれまで補助していたんですから、平成19年までは、老人保健、大幅に援助しておったんですが、今回こういう制度になって、非常に微弱だというか、そういう財源のもとで、病院にかかればかかるほど、医療が増えれば増えるほど、被保険者に負担がかかる、こういう仕組みそのものが、私は非常に納得しかねるわけでございます。

これから、お年寄りが本当に健康で長生きしてよかった、こういう制度にするためには、もっともっと保険料を含めて見直しする必要があるということを表明して、反対討論を終わります。

○議長（金子和彦）

本件については、ほかに討論の発言通告がありませんので、討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

ないものと認め、本件の討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（金子和彦）

起立多数。よって、本件は可決されました。

△ 日程第5 「議案第3号 平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」

○議長（金子和彦）

次に、日程第5「議案第3号 平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）

ただいま上程されました「議案第3号 平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」について、御説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きください。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ5,850万6千円を減額し、予算の総額をそれぞれ10億2,875万7千円とするものでございます。

つづいて5ページをお開きください。この補正の主な内容について御説明いたします。

歳入でございますが、「2款 国庫支出金」「2項 国庫補助金」の34万2千円の追加は、広域連合の運営審議会の開催に係る経費の一部が、国庫補助対象となったことにより追加をするものでございます。

次の「6款 繰入金」「1項 基金繰入金」の5,884万8千円の減額は、事務費の減額に伴い、財政調整基金からの繰入金を減額するものでございます。

次の右の6ページの歳出でございます。この表の「2款 総務費」、「1項 総務管理費」の723万3千円の減額でございますが、これは主に派遣職員給料等負担金の執行見込額に基づきまして減額するものでございます。

その下の「3款 民生費」「1項 社会福祉費」の5,127万3千円の減額は、特別会計の事務費の減額に伴いまして、特別会計事務費への繰出しを減額するものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（金子和彦）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採

決したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(金子和彦)

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。  
本件を採決いたします。  
本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(金子和彦)

起立総員。よって、本件は可決されました。

---

#### △ 日程第6 「議案第4号 平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」

○議長(金子和彦)

次に、日程第6「議案第4号 平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。  
本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長(竹田幸生)  
(挙手)

○議長(金子和彦)

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長(竹田幸生)

ただ今上程されました、「議案第4号 平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」につきまして、御説明申し上げます。  
それでは、座って説明させていただきます。

議案書の7ページをお開きください。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ4,329万6千円を減額し、予算の総額をそれぞれ3,913億6,305万9千円とするものでございます。

右の8ページを御覧ください。

まず歳入でございますが、この表の一番上「2款 国庫支出金」「2項 国庫補助金」の52万9千円の追加は、災害臨時特例補助金の補助対象の増額分を追加計上するものでございます。

その下の「3款 県支出金」「2項 財政安定化基金交付金」の8億6,915万4千円の減額につきましては、保険料の上昇を抑制する財源として予算措置をしておりましたが、給付準備基金からの繰入で対応が可能ということになったことから減額するものでございます。

次の「4款 支払基金交付金」「1項 支払基金交付金」の14億1,440万4千円の減額は、交付金の一部を平成24年度の交付金の精算に充てることに伴い減額したものでございます。

次の「8款 繰入金」「1項 一般会計繰入金」の5,127万3千円の減は、事務費の減額によるもので、「2項 基金繰入金」の24億2,197万8千円の追加は、ただいま説明いたしました財政安定化基金交付金、支払基金交付金などの財源を更正いたしまして、「給付準備基金繰入金」を追加計上をするものでございます。

次の「11款 諸収入」「2項 預金利子」の752万8千円の追加は、当初の見込みを上回ったことによるもので、「3項 雑入」の1億3,850万円の減額は、第三者納付金などが当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

次に9ページをお開きください。

歳出でございます。

まず「1款 総務費」「1項 総務管理費」の4,330万円の減額は、業務委託の入札の執行残などの事務費を4,180万円減額し、市町への広報等に関する補助金の見込額を150万円減額するものでございます。

次の「8款 諸支出金」「1項 償還金及び還付加算金」の4千円の追加は、災害臨時特例補助金の精算返還額を追加計上したものでございます。

次に10ページでございます。

「第2表 債務負担行為補正」でございます。

これは、平成26年度の事業のうち、平成25年度中に委託契約をして準備を進める必要がある支給決定通知書等作成業務外1件につきまして、債務負担行為をお願いするものでございます。

以上、上程いたしました議案につきまして概要を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（金子和彦）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(金子和彦)

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(金子和彦)

起立総員。よって、本件は可決されました。

---

## △ 日程第7 「議案第5号 平成26年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」

○議長(金子和彦)

次に、日程第7「議案第5号 平成26年度 広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長(竹田幸生)

(挙手)

○議長(金子和彦)

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長(竹田幸生)

ただ今上程されました、「議案第5号 平成26年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

それでは、議案書の11ページをお開きください。

本予算は、第1条にありますように一般会計の予算総額を歳入歳出それぞれ10

億5,544万1千円とするものでございます。

また、第2条にありますように一時借入金の限度額を、5千万円としております。

歳入歳出の主な内訳につきましては、お手元の別冊4平成26年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計当初予算説明書によりまして、御説明申し上げます。

それでは別冊4の3ページをお開きください。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

まず3ページの「1款 分担金及び負担金」は、各市町からの事務費分賦金で、9億1,490万4千円を計上しておりまして、歳入の約87%を占めております。特別会計事務費への繰出金の減等により、前年度比483万8千円、0.5%の減としております。

続きまして4ページの「2款 国庫支出金」及び次の5ページ「3款 県支出金」ですが、これは保険料不均一賦課負担金でございまして、先ほど御説明申し上げましたとおり、平成25年度をもって経過措置とされていた6年間が終了いたしますことから、予算計上しておりません。

続きまして6ページの「4款 財産収入」20万4千円でございますが、これは基金の利子収入でございます。

次の7ページをお開きください。

「5款 繰入金」でございますが、これは市町からの事務費分賦金軽減するために調整財源といたしまして、財政調整基金を計画的に取り崩すものです。前年度に比べまして2,000万円、12.5%減の1億4,000万円として計上しております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

ちょっと飛びまして、11ページをお開きください。

「1款 議会費」でございますが、これは広域連合議会の開催及び運営に関する経費で、191万3千円を計上しております。

次に「2款 総務費」でございますが、これは次の12ページから17ページにかけてが「1項 総務管理費」でございます。

このうち12ページの中ほど「8節 報償費」がございまして、この右の説明欄に記載しておりますとおり、弁護士謝礼24万円を新たに計上しております。これは、保険料や医療給付に関する審査請求あるいは個人情報公開への不服申立の増加に対応するために、弁護士への相談体制を整えようというものでございます。

このほかに、派遣職員給料等負担金2億4,123万3千円をはじめといたしまして、需用費、事務所やパソコン等の使用料及び賃借料など、広域連合の運営に関する経費として総額2億8,269万1千円を計上しております。事務費につきましては縮減を図りまして、前年度比788万円、2.7%の減としております。

続きまして18ページをお開きください。

「2項 選挙費」でございます。これには任期満了に伴います広域連合長の選挙に関する経費を含めて、20万3千円を計上しております。次の19ページの「3項 監査委員費」は、監査委員報酬等11万3千円を計上しております。

それから20ページを御覧ください。

「3款 民生費」でございます。これは特別会計事務費への繰出金で、7億

6,535万8千円としておりました。前年度比2,398万7千円、3.1%の減としております。

21ページをお開きください。「4款 公債費」及び22ページの「5款 予備費」については、前年度と同額を計上しております。

それから23ページ以降は給与費明細書となっておりますが、職員数に変動はなく、金額の増減につきましては、人事異動等によるものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（金子和彦）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（金子和彦）

起立総員。よって、本件は可決されました。

---

## △ 日程第8 「議案第6号 平成26年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」

○議長（金子和彦）

次に、日程第8「議案第6号 平成26年度 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）  
（挙手）

○議長（金子和彦）  
広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）

ただ今上程されました「議案第6号 平成26年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

議案書の14ページをお開きください。

後期高齢者医療制度につきましては、2か年度の特定期間を1つの単位といたしまして財政計画を立てて、保険料率を設定して運営していくこととされています。平成26年度は特定期間の1年目ということになりますので、先程の新保険料率の算定基礎数値、これらを基に予算編成をいたしております。

まずこの予算につきましては、第1条にありますように特別会計の予算総額を歳入歳出それぞれ3,827億73万9千円とするものでございます。

第2条につきましては、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。2枚めくっていただきまして17ページの「第2表 債務負担行為」にありますように、被保険者証等印刷封入業務につきまして、期間を平成27年度4月1日から6月30日まで、限度額を35万円として設定させていただきたいと思っております。

また、14ページに戻っていただき、第3条でございます。これは、一時借入金の限度額を20億円と定め、第4条では、特別会計の「2款 保険給付費」の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定によりまして、同一款内の各項の間の流用により処理をさせていただくことを定めたものでございます。

それでは、歳入歳出の主な内訳につきまして御説明申し上げたいと思います。

お手元の別冊5平成26年度 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計当初予算説明書により御説明申し上げます。恐れ入りますが別冊5をお出しください。この別冊5、まず3ページをお開きください。

歳入の主な内訳でございます。

まず、3ページは「1款 市町支出金」、4ページから7ページは、療養給付費負担金等をはじめとする「2款 国庫支出金」及び「3款 県支出金」、また8ページは、現役世代からの医療給付費の約4割に相当します支援金であります「4款 支払基金交付金」、それから9ページは「5款 特別高額医療費共同事業交付金」でございます。これらは、先ほど説明しました新保険料率やあるいはその算定基礎数値によりまして算定しました医療給付費等を基に、高齢者の医療の確保に関する法律等の関係規定に沿って算定したものでございます。

このうち、3ページに戻っていただきまして「1款 市町支出金」「1項 市町

負担金」のうち「1目 保険料等負担金」「1節 現年度分」ですが、316億1,244万1千円、対前年度に比べまして6億831万円、1.9%の増としております。このうち、市町で被保険者から徴収された保険料相当分が255億円余、対前年度比0.2%増でございます。また、保険料軽減の財源措置といたしまして、市町からの負担金61億円余、9.9%増となっておりますが、財源は県のほうからきております。

それから飛びまして、7ページをお開きください。「3款 県支出金」「2項 財政安定化基金交付金」「1目 財政安定化基金交付金」、これを14億円計上しております。

これは、平成26年度・27年度の保険料の上昇抑制財源といたしまして、県の財政安定化基金を2年間で19億円活用するうちの、平成26年度分の額でございます。

続きまして10ページをお開きください。「6款 財産収入」でございます。これは基金の利子収入としまして195万7千円を計上しております。

続きまして11ページをお開きください。

「8款 繰入金」「1項 一般会計繰入金」は、特別会計事務費の繰入金で、7億6,535万8千円、前年度に比べまして2,398万7千円、3.0%の減としております。

次の12ページの「2項 基金繰入金」では、保険料の軽減措置を中心とした特別対策事業の財源といたしますために、「2目 臨時特例基金繰入金」を20億3,622万8千円計上しております。

続きまして、歳出の主な内訳について御説明申し上げます。

18ページをお開きください。

「1款 総務費」でございます。これは印刷製本費等の需用費、あるいは郵送料等の役務費、電算システムの維持管理等に係ります委託料、あるいは機器リース料の使用料及び賃借料など、後期高齢者医療制度の運営に係る事務経費でございます。総額が7億6,717万2千円を計上しております。事務費の縮減に努めた結果、前年度に比べて2,339万4千円、3.0%の減としております。

それでは21ページをお開きください。

21ページから23ページにかけましては、「2款 保険給付費」でございます。先ほど御説明しましたように、新保険料率及びその算定基礎数値を基本に検証させていただいております。特別会計予算額の99%を占めております。このうち21ページ「1項 療養諸費」「1目 療養給付費」でございます。これは3,601億9,793万6千円で、前年度に比べて69億円余の減としております。

これは、平成24年度・25年度の料率設定時に、1人当たり医療給付費の伸びを3.09%と見込んでいましたが、実績といたしましては、24年度が0.3%、25年度見込みも2.0%というふうになった結果、予算額の比較の上ではマイナスとなったものでございます。

続きまして24ページをお開きください。「3款 県財政安定化基金拠出金」は、不測の事態や保険料抑制に備えるために県が設置する基金に対しまして拠出するもので国・県と同額の1億7,007万2千円を計上しております。

また、26ページ「5款 保健事業費」でございますが、まず「1目 健康診査

費」では、市町が実施いたします健康診査事業に対する補助金で、受診者数を前年度計画と比較しまして、9.4%増の約2,360人と見込んでいます。予算額のほうも前年度に比べまして10.7%の増の9,125万3千円を計上しております。

次の「2目 その他健康保持増進費」でございますが、これは市町が実施する長寿健康増進事業に対する補助金を交付するものでございます。肺炎球菌予防接種や人間ドック費用の充実を図りまして、2億3,129万5千円、前年度に比べて781万8千円、3.5%の増としております。

次に27ページをお開きください。

「6款 基金積立金」でございます。後期高齢者医療給付準備基金への積立金といたしまして2億6,163万7千円を、下の28ページの「7款 公債費」は、一時借入金の利子として324万7千円、そして次の29ページの「8款 諸支出金」は、保険料還付金等4,076万2千円をそれぞれ計上しております。

なお、30ページの「9款 予備費」につきましては、昨年と同額の2,500万円としております。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（金子和彦）

これより質疑に入ります。

21番佐中議員から発言通告がございましたので、発言を許可します。

◆21番（佐中十九昭議員）

（挙手）

○議長（金子和彦）

21番佐中議員。

◆21番（佐中十九昭議員）

21番佐中です。

3点お尋ねしますが、先ほどの特別会計で平成26年度、何を中心に力点をおいて予算編成をされたのかお尋ねします。

2つ目には、年金がどんどん下げられて平成24年度の普通徴収の割合は約35%でございました。このことから各市町の不良債権の処理は、どこも悲鳴を上げております。これらの援助、指導はどのようにされますか、お尋ねします。

3番目には、消費税が8%、10%で増税による税の負担が増える。平成26年の4月から住民税も増えるわけでありますから、消費税の増税分の一部は、社会保障に使うと大きく主張して本日まで来ました。当会計にはどのような変化と影響があるのか、お尋ねします。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

(挙手)

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

3点、御質問がございました。

平成26年度の予算案の総額は一般会計が10億円余で、それから特別会計が3,827億円余でございまして、2会計の合計額で3,837億円余でございます。先ほど説明いたしましたように、このうちの約99%は医療給付費でございます。

広域連合の性格、あるいは保険料以外に独自の財源がないということから、裁量の余地が少ないということがございます。

そうした中で予算編成において特に重要と考えておりますのは、堅実な財政運営と確実な事務処理でございます。

特に、平成26年度予算編成におきましては、その前提となる新しい保険料率の設定が必要でございました。

被保険者数や医療給付費の伸び率といった要因を検討し、今後2年間の費用と収入の額を慎重に見積もるとともに、保険料の増加抑制についても慎重に検討を行いました。この点が1つでございます。

また、確実な事務処理については、経費の縮減を図りながら基幹の電算処理システムの安定稼働や機能向上のための経費をはじめとして効率的で確実な事務のための所要額を計上いたしました。これがこの質問の2点でございます。

それから、不良債権処理ということでございました。債権というのは滞納の保険料のことだと理解いたしまして、御答弁を申し上げます。

広域連合は構成する団体の事務を共同して広域的に行うために設置されておりますが、高齢者の医療の確保に関する法律において保険料の徴収事務は、各市町の事務とされております。

また、個別の指導や助言は国や県において指導をしております。広域連合は市町に対して指導や助言を行える立場にございませぬけれども、唯一の自主財源である保険料の確保に向けて、市町・県と連携し、収納対策実施計画を定めるとともに、各市町の状況把握と情報提供、パンフレットの作成・配布などの広報を行い、市町の徴収環境整備の一助となるよう努めているところでございます。

それから、消費税による当会計への変化と影響ということでございました。国から示されました平成26年度の医療給付費算定の基になります診療報酬の改定率は、消費税率引き上げに伴う影響分を含めてプラス0.1%とされております。この0.1で計算しますと、影響額は3億7千万円ぐらいと思われれます。また、それに伴い増加する保険料の額は、2,600万円程度と見込んでいます。

次に、社会保障の充実についての後期高齢者医療制度関係でございますが、国の財源負担により、平成26年度から保険料均等割額の2割と5割の軽減が拡充されますけれども、これは先ほど説明させていただいた分でございます。これにより、

保険料負担は、3億7千万円程度軽減される見込みでございます。  
以上でございます。

◆ 21番（佐中十九昭議員）  
（挙手）

○議長（金子和彦）  
21番佐中議員。

◆ 21番（佐中十九昭議員）  
再質問ですけれども、26年度・27年度の保険料の徴収で、今議会の中で提案をされた今のこの予算ですが、消費税の増税によって、この影響で経済変動や、あるいは医療に関する大きな変化があった場合は、27年度で見直すことを考えているかどうか。または、考えられるかどうかそれをお尋ねします。

◎広域連合事務局長（山本宏治）  
（挙手）

○議長（金子和彦）  
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）  
国の制度に基づくものでございますので、万が一そういう影響が出てきた場合には国と協議して進めてまいりたいと思っております。

○議長（金子和彦）  
本件については、ほかに質疑の発言通告がありませんので、質疑を終結したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）  
ないものと認め、本件の質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
21番佐中議員から発言通告がございましたので、発言を許可します。

◆ 21番（佐中十九昭議員）  
（挙手）

○議長（金子和彦）

21 番佐中議員。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

反対討論を行います。

日本の高齢者世帯は、年収 200 万以下の世帯が 40.5%、年収 100 万未満の世帯も 13.9%にのぼります。

2011 年国民生活基盤調査、国民年金を受給している人の年金の平均額は、月 4.9 万円であります。女性の厚生年金の平均受給額は月 11 万円です。生活保護受給者の 40%以上が高齢者で、自殺のなかに高齢者が占める割合も、日本は世界のトップクラスであります。

優遇どころか、高齢者の貧困、生活破壊が社会の大きな問題となっているわけがあります。

広島県後期高齢者医療広域連合の普通徴収の方が約 35%もいらっしやいます。

高齢者は、多年にわたり、社会の進展に寄与されてきました。豊富な知識と経験を有する者として、敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全な安らかな生活を保障されると、老人福祉法には明記をされています。

ところが、現在の後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に追い込んで、負担増と差別を押し付ける悪法のもとに実施されております。

08 年の制度導入後、すでに 2 回にわたる保険料値上げが強行されました。

際限のない保険料の値上げと差別医療の推進ということ、この制度の害悪が、高齢者の国民に、本格的に襲いかかろうとしています。

減らされ続けてきた高齢者医療への国庫負担を復元をし、保険料や窓口負担の軽減をすすめるなければなりません。

高齢者が大切にされ、安心して老後を送れる社会の実現をめざして全力をあげなければなりません。

今回、費用負担の見直しということで財政安定化基金や、剰余金など一定の努力はされていますけれども、保険料を支払う被保険者にとって、公的年金は老後の暮らしを支える柱であります。

ところが、毎年のように繰り返される支給の削減のために、年金制度の不安が高まっております。年金は支給額を 2.5%削減することが、マクロ経済スライドを物価が下がった年に発動するよう改悪をして、年金額を恒久的に削減していく計画もなされているようであります。

よって今回のこの高齢者医療広域連合の特別会計当初予算に反対の態度を表明し、反対します。

○議長（金子和彦）

本件については、ほかに討論の発言通告がありませんので、討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(金子和彦)

ないものと認め、本件の討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(金子和彦)

起立多数。よって、本件は可決されました。

---

### △ 日程第9 「議案第7号 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について」

○議長(金子和彦)

次に、日程第9「議案第7号 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長(山本宏治)

(挙手)

○議長(金子和彦)

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長(山本宏治)

ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

「議案第7号 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について」でございます。

追加議案でございますが、別冊6の平成26年第1回広域連合議会定例会追加議案資料により説明をさせていただきます。1ページ、2ページをお開きください。

この議案は、地方公務員法災害補償法第 69 条及び第 70 条の規定による、議会の議員、その他非常勤の職員に係る、公務上の災害、又は通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理のために加入している、広島県市町総合事務組合の規約の変更について、地方自治法第 286 条第 1 項に基づき協議がありましたので、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。

なお、変更の内容は、新たに竹原市の非常勤職員に係る公務災害補償事務等が共同処理されるものでございます。

施行期日は、平成 26 年 4 月 1 日でございます。

以上、上程されました議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（金子和彦）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、議案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（金子和彦）

起立総員。よって、本件は可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

閉会に当たり、広域連合長の挨拶があります。

---

◎広域連合長（伊藤吉和）

大変お疲れ様でございました。閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

議員各位におかれましては、私どもから提案いたしました各議案について、慎重

審議の上，速やかなる御議決をいただくことができました。厚くお礼申し上げたいと思います。

先ほども申しましたが，引き続き円滑な制度運営に向けまして，今後とも，格別なる御支援，御指導を賜りますようお願いを申し上げてお礼に代えさせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（金子和彦）

議員各位におかれましては，議案について，熱心に御審議いただきまして，無事閉会の運びとなりました

皆様の御協力に対し，心からお礼申し上げます次第であります。

これをもちまして，本定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

---

午後 3 時 6 分                      閉                      会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長      金子 和彦

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員      米津 欣子

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員      馬上 勝登